

津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第5号

津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例

津幡町人材育成基金条例（平成16年津幡町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

第7条中「町長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。